

令和4年3月1日
東京都品川区大崎1-2-2
トピー健康保険組合
理事長 山口 政幸

任意継続被保険者の保険料に関して

健康保険法第47条第2項の規定により任意継続被保険者の保険料計算の基礎となる標準報酬は、

① 資格喪失時の標準報酬月額

② 前年9月末日時点の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額

の①と②のいずれか低い額を従来適用としてきましたが、健康保険法の改正が行われ、令和4年1月より②より①が高い場合でも、①の標準報酬月額を算定の基礎とすることが可能となりました。

当健保組合においては、令和4年2月21日に開催された第161回組合会において当該に係る規約変更が審議され、任意継続被保険者の保険料算定については、上記①の「資格喪失時の標準報酬月額に保険料率を乗じたものを1ヵ月あたりの保険料とする」ことを決定しました。なお、本適用は令和4年4月1日以降に任意継続被保険者となった方を対象とします。